

軽自動車税の税率変更のお知らせ

二輪車等に係る税率引き上げ時期が1年延期

対象車種：原動機付自転車、軽二輪、小型二輪、小型特殊自動車

昨年の広報紙12月号・13ページにおいて、二輪車等に係る税率の引き上げ時期は、平成27年度（平成27年4月1日）から適用とお知らせしていましたが、税制改正によって適用時期が1年延期され、平成28年度（平成28年4月1日）からの適用となりました。

※「三輪・四輪以上の軽自動車」は、昨年の広報紙12月号でお知らせしたとおり、平成27年度から新税率が適用されています。



車種		平成27年度まで (旧税率)	平成28年度から (新税率)
原動機付 自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪（125cc超～250cc以下）		2,400円	3,600円
小型二輪（250cc超）		4,000円	6,000円
小型特殊 自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

軽自動車税特例措置（グリーン化特例）を導入

対象：平成27年度に新規取得した軽乗用車、軽貨物車

内容：平成28年度分の軽自動車税を軽減

平成27年度に新規取得した軽四輪等で、排出ガス性能と燃費性能が優れた環境負荷の少ない車両には、平成28年度分の軽自動車税率を軽減する特例措置（グリーン化特例）が導入されます。

車両の環境性能については、販売店などにお問い合わせください。



税金の 軽減率	対象車	
	軽乗用車	軽貨物車
概ね75%	電気自動車等	電気自動車等
概ね50%	平成32年度燃費基準+20% 達成車	平成27年度燃費基準+35% 達成車
概ね25%	平成32年度燃費基準 達成車	平成27年度燃費基準+15% 達成車

※1 「電気自動車等」とは、電気自動車および天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）とする。

※2 ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限る。

■税率変更の問合せ 市庁舎本館2階 市民税課 市民税係 TEL0897-52-1317